

老朽・低未利用不動産の再生促進を 目的とした、パートナー協定を締結 しました

三井住友信託銀行株式会社は、平成25年10月1日付で、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構(Re-Seed機構)と「改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関するパートナー協定書」を締結致しました。

パートナー協定書の内容は以下の通りです。

- ①国土交通省、Re-Seed機構と相互に連携して、耐震・環境不動産形成促進事業(注1)及び改正不動産特定共同事業法(注2)の活用を促進します。
- ②「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンドマネージャーの紹介」等を行います。

不動産業務に精通し、かつ環境不動産について豊富な実績(注3)を有する三井住友信託銀行は、国土交通省及びRe-Seed機構からの情報提供を踏まえた適切な周知活動を行います。また情報提供をいただいた案件について、エクイティ・アレンジ、ファイナンス、ファンド・マネジメント、アセット・マネジメント、売買・賃貸仲介、有効活用コンサルティング、建築コンサルティングなど、当社グループの総合力を生かして、事業化に向けた検討を行ってまいります。

(注1) 耐震・環境不動産形成促進事業のスキーム図

<http://www.kankyofudosan.jp/cms/pdf/jigyoyouken.pdf>

(注2) 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約等に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業をいいます。これまでは不動産特定共同事業を行うために許可が必要であったものの、一定の要件を満たした特別目的会社(SPC・特例事業者)については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようになること等の改正が6月に行われました(公布より6か月以内の施行)。

(注3) 当社の環境不動産に関する取組につきましては、当社環境不動産ホームページをご覧ください。

<http://www.smtb.jp/csr/real-estate/about.html>